

# 加賀市高齢者・障がい者施設等運営法人緊急時相互応援実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、加賀市内の高齢者・障がい者施設等（入所・居住施設のほか通所・訪問事業所も含む。）の運営法人（以下「法人」という。）において新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）が発生した場合に、加賀市並びに法人が協定を締結して相互協力し、介護等を行う職員に不足が生じた法人に対して応援を円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

## (派遣の体制)

第2条 この要綱に定める法人による感染症の発生時の応援が円滑に行われるよう、その連絡調整等を行う事務局を加賀市健康福祉部に置く。

## (派遣施設登録名簿)

第3条 加賀市は、市内施設等で感染症が発生した場合に備えて、当該施設等に応援職員を派遣するため、派遣可能法人名簿（様式1）（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

2 協定の締結を行った法人は、派遣調整担当者連絡票（様式2）により、感染症発生時における派遣調整担当者の連絡先を報告するものとする。

## (派遣の依頼)

第4条 登録施設等の職員又は利用者が感染症にかかっていると診断されたことに伴い、サービス提供を行う職員が不足すると見込まれるときは、当該施設等（以下「感染症発生施設等」という。）の法人は、自らが開設する他の施設等の職員の配置換え等の措置を講じ、職員の不足に対応するものとする。

2 感染症発生施設等の法人は、前項に規定する措置を講じても、なお職員が不足すると認めるときは、応援職員派遣依頼書（様式3）により、加賀市に応援職員の派遣を依頼することができる。

## (派遣の要請)

第5条 加賀市は、前条の規定による派遣の依頼を受けたときは、感染症発生施設等の種別を考慮し、協定を締結する法人の中から、応援職員派遣要請書（様式4）により、派遣依頼があった法人への応援職員の派遣を要請するものとする。

## (派遣の承諾)

第6条 派遣要請を受けた法人は、前条による加賀市からの派遣要請を承諾したときは、応援職員派遣承諾書（様式5）により、加賀市に通知するものとする。

## (派遣の決定)

第7条 加賀市は、前条の規定による承諾を受けたときは、派遣を承諾した法人（以下「派遣元」という。）及び感染症発生施設等の法人（以下「派遣先」という。）に対し、応援職員派遣決定通知書（様式6）により通知するものとする。

(責任者)

第8条 法人は派遣業務に際し、派遣元及び派遣先の責任者を事前に定めることとする。

- 2 派遣元及び派遣先の責任者は、応援職員が適正に派遣業務に従事するための措置を講じなければならない。
- 3 派遣元及び派遣先の責任者は、応援職員から苦情の申し出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。

(派遣条件)

第9条 応援職員の派遣に際し、基本的な条件は以下のとおりとする。

- (1) 応援職員の身分 応援職員は、派遣元の職員として、出張により派遣先において業務に従事する扱いとする。なお、介護等を必要とする入所者の特性や派遣先の設備状況など、派遣先特有の事項については派遣先の責任者の指示を受けけるものとする。
- (2) 業務内容 感染者又は濃厚接触者となった利用者への介護等は、派遣先の職員が行う。ただし、多数の職員が入院又は自宅待機となった場合等の状況により、派遣先が派遣元に感染者又は濃厚接触者の介護等を求めた場合であって、派遣元が必要と認めるときは、当該応援職員が同意する場合に限り、感染者又は濃厚接触者に対して介護等をさせることができる。
- (3) 派遣期間等 派遣先への派遣期間は最大2週間とし、派遣終了後は経過観察期間として2週間の自宅等での待機を行う。
- (4) 勤務・休憩時間及び休日 派遣元の就業規則に基づく勤務時間等とする。ただし、派遣先が求めた場合であって、派遣元が必要と認めるときは、当該応援職員が同意する場合に限り、別に定める規定等によることができる。
- (5) 時間外勤務及び夜勤 時間外勤務(勤務時間以外の時間又は休憩時間に応援職員が応援業務に従事することをいう。以下同じ。)及び夜勤をさせないものとする。ただし、派遣先が派遣元に時間外勤務を求めた場合であって、派遣元が必要と認めるときは、当該応援職員が同意する場合に限り、時間外勤務及び夜勤をさせることができる。
- (6) 費用負担 応援職員の本給は派遣元が負担する。本給以外の追加費用(旅費、宿泊費、手当等)は、派遣先が負担する。
- (7) 傷害保険 感染症に感染した場合の補償については、市の負担により傷害保険に加入する。ただし、感染症発生施設等への派遣の場合に限る。

(派遣契約書の締結)

第10条 派遣元と派遣先は、派遣契約書(様式7)により、派遣契約を締結するものとする。なお、この契約書により、前条の規定を変更することも可能とする。

(職員の派遣)

第11条 派遣元は、前条に規定する派遣契約に従い、応援職員を派遣するものとする。

(応援協力金・慰労金の交付)

第12条 応援職員を派遣した派遣元は、応援協力金・慰労金交付申請書(様式8)により、加賀市に応援協力金・慰労金の交付を申請することができる。

2 加賀市は、前項の規定による交付の申請があった場合において、その内容が真正であると認められるときは、応援協力金・慰労金を給付するものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第13条 法人は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(賠償責任)

第14条 派遣元の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は障害の状態となった場合において、本人又はその家族が被った損害は、派遣元がその賠償の責めを負うものとする。

但し、派遣元と派遣先との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

なお、感染症の災害においては派遣先が必要最低限の準備物(感染者及び濃厚接触者とみなされる者等に接遇する際の医療防護マスクや感染予防服等)を応援職員に貸与するなど安全性を十分確保すること。これを怠り、応援職員が被災した場合は派遣先がその責めを負うこととする。

2 応援法人の職員が業務上第三者に損害を与えた場合(その損害が派遣元と派遣先との往復途上に生じた場合を除く。)は、派遣先がその賠償の責めを負うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項又は、別途協議して定めるものとする。

(適用)

第16条 この要綱は、令和2年 月 日から施行する。